

第1回 PCB廃棄物早期処理推進ワーキンググループ

議事次第

平成27年9月10日（木）

15：30～17：30

J A 共済ビル カンファレンスホール

1. 議題

PCB廃棄物処理基本計画に基づく取組の進捗状況と今後の課題について

2. 配付資料

PCB廃棄物早期処理推進ワーキンググループ 委員等名簿

資料1 「PCB廃棄物早期処理推進ワーキンググループ」開催要領（案）

資料2 PCB廃棄物処理基本計画に基づく取組の進捗状況と今後の課題について

参考 関係資料集

P C B 廃棄物早期処理推進ワーキンググループ 委員等名簿

【委 員】

浅岡 佐知夫	北九州市 P C B 処理監視会議座長
有門 貴	大阪市環境局環境管理部産業廃棄物規制担当課長
上野 仁	大阪 P C B 廃棄物処理事業監視部会
大塚 直	早稲田大学大学院法務研究科教授
織 朱實	上智大学大学院地球環境学研究科教授
親里 直彦	日本電機工業会 P C B 処理検討委員会委員長
鬼沢 良子	NPO 法人持続可能な社会をつくる元気ネット事務局長
近藤 理史	豊田市環境部環境保全課長
酒井 伸一	京都大学環境科学センター長・教授
高橋 耕治	日本鉄鋼連盟環境保全委員会化学物質分科会主査
田畠 寿幸	北海道環境生活部環境局循環型社会推進課廃棄物担当課長
田和 健次	石油連盟技術環境安全部参与
中井 康貴	電気事業連合会環境専門委員会委員長代理 (P C B 問題担当)
中杉 修身	東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業環境安全委員会委員長
野崎 慎一	東京都環境局 調整担当部長 (スーパーエコタウン担当)
眞柄 泰基	北海道 P C B 廃棄物処理事業監視円卓会議委員長
松田 仁樹	豊田市 P C B 処理安全監視委員会委員長
宮金 満	北九州市環境局環境監視部 P C B 処理対策担当課長
森田 昌敏	愛媛大学農学部客員教授

【オブザーバー】

中間貯蔵・環境安全事業株式会社の事業所が立地する関係自治体

室蘭市	大野 洋一郎	生活環境部環境課主任
江東区	伊藤 丈彦	環境清掃部環境保全課調査係長
愛知県	新井 忠弘	環境部資源循環推進課廃棄物監視指導室長
大阪府	児林 宏之	環境農林水産部環境管理室事業所指導課長
福岡県	小磯 真一	環境部廃棄物対策課長

経済産業省

権藤 浩	産業技術環境局環境指導室 越境移動管理官
磯部 隆	商務流通保安グループ電力安全課電気保安室長

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

東 幸毅	P C B 処理事業部長
緑 晃司	P C B 処理営業部長

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団

長田 容	技術部 次長
------	--------

資料 1

「PCB 廃棄物早期処理推進ワーキンググループ」開催要領（案）

1. 目的

平成 26 年 6 月に改定された PCB 廃棄物処理基本計画に定められた処理完了期限は必ず達成すべき期限であり、国、都道府県市、保管事業者、JESCO 等の関係者が、その達成に向けて、あらゆる努力を払うことが必要である。

このため、これまでの取組の進捗状況を踏まえ、処理完了期限内に 1 日でも早く安全かつ確実に PCB 廃棄物の処理を完了するために必要な追加の方策について検討を行うため、「PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」（以下「検討委員会」という。）の下に「PCB 廃棄物早期処理推進ワーキンググループ」（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

2. 構成

- (1) ワーキンググループは、学識経験者、事業者等の関係者及び自治体職員等で、別紙の委員をもって構成する。委員がワーキンググループへ出席できないときは、あらかじめ主査の承認を得て、代理人を出席させることができる。
- (2) ワーキンググループには、主査の了解を得た者がオブザーバーとして出席することができる。
- (3) 主査は、必要があると認めるときは委員以外の者に出席を要請し、説明又は意見を求めることができる。

3. 主査

- (1) ワーキンググループには、ワーキンググループを統括する主査を置く。
- (2) 主査は、ワーキンググループの委員から検討委員会の座長が選任する。

4. 運営

- (1) ワーキンググループは、原則として公開するものとする。ただし、公開することが適当でない場合には、主査の判断により非公開とすることができる。会議資料についても同様に、原則として公開とするが、公開することが適当ではない場合には、主査の判断により非公開とすることができる。

- (2) 公開したワーキンググループの会議録及び議事要旨は、会議終了後に作成し、委員の確認を得た後、公開するものとする。
- (3) 上記のほか、ワーキンググループ、会議録及び議事要旨の公開に関し必要な事項は、主査が定めることができるものとする。

5. 庶務

ワーキンググループの庶務は、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課が担当する。

(別紙)

「PCB 廃棄物早期処理推進ワーキンググループ」委員等名簿

【委 員】

- 浅岡佐知夫 北九州市 PCB 処理監視会議座長
有門 貴 大阪市環境局環境管理部産業廃棄物規制担当課長
上野 仁 大阪 PCB 廃棄物処理事業監視部会
大塚 直 早稲田大学大学院法務研究科教授
織 朱實 上智大学大学院 地球環境学研究科 教授
親里 直彦 日本電機工業会 PCB 処理検討委員会委員長
鬼沢 良子 NPO 法人持続可能な社会をつくる元気ネット事務局長
近藤 理史 豊田市環境部環境保全課長
酒井 伸一 京都大学環境科学センター長・教授
高橋 耕治 日本鉄鋼連盟環境保全委員会化学物質分科会主査
田畠 寿幸 北海道環境生活部環境局循環型社会推進課廃棄物担当課長
田和 健次 石油連盟技術環境安全部 参与
中井 康貴 電気事業連合会環境専門委員会委員長代理 (PCB 問題担当)
中杉 修身 東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業環境安全委員会委員長
野崎 慎一 東京都環境局調整担当部長 (スーパーエコタウン担当)
眞柄 泰基 北海道 PCB 廃棄物処理事業監視円卓会議委員長
松田 仁樹 豊田市 PCB 処理安全監視委員会 委員長
宮金 満 北九州市環境局環境監視部 PCB 処理対策担当課長
森田 昌敏 愛媛大学農学部客員教授

PCB 廃棄物処理基本計画に基づく取組の進捗状況と今後の課題について

1. PCB 廃棄物処理基本計画上の処理期限

PCB 廃棄物の処理完了に向けては、まだ道半ばであり、PCB 廃棄物処理基本計画に定める処理期限内に、一日も早い処理完了に向けて、関係者が一丸となって、この問題を解決するという確固たる意思を持って、それぞれの責務を果たすことが必要。

(1) 高濃度 PCB 廃棄物

- 当初予定していた平成 28 年 3 月までの処理完了が困難な状況となったこと等を踏まえ、平成 26 年 6 月に PCB 廃棄物処理基本計画が改定され、次の表に掲げるとおり、処理完了期限を延長（※処理完了期限の再延長はしないということが大前提）。

【トランス・コンデンサ】

PCB 処理事業名	計画的処理完了期限
北九州	平成 31 年 3 月 31 日
大阪	平成 34 年 3 月 31 日
豊田	平成 35 年 3 月 31 日
東京	平成 35 年 3 月 31 日
北海道（室蘭）	平成 35 年 3 月 31 日

【安定器等・汚染物（小型電気機器の一部を除く）】

PCB 処理事業名	計画的処理完了期限
北九州 (大阪、豊田)	平成 34 年 3 月 31 日
北海道（室蘭） (東京)	平成 36 年 3 月 31 日

- 保管事業者は、自ら処分を行う場合を除き、JESCO の各事業に係る計画的処理完了期限までに同社に処分の委託を行うことが必要。使用製品を使用する事業者についても、廃棄物処理法による排出事業者責任に基づき、また、平成 37 年までのポリ塩化ビフェニルの使用の全廃を規定するストックホルム条約を踏まえ、自ら処理を行わない場合は、JESCO の各事業に係る計画的処理完了期限までに同社に処分の委託を行うことが必要。

(2) 低濃度 PCB 廃棄物（特に微量 PCB 汚染廃電気機器等）

- PCB 特措法施行令で定める処理期限（平成 39 年 3 月 31 日）までに処理を完了することが必要。

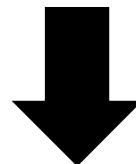
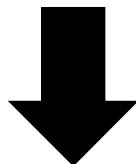
2. 高濃度 PCB 廃棄物に係る基本計画達成の見通し

(1) 基本計画達成に向けたフォローアップ項目について

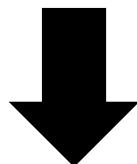
- 基本計画達成には、計画的処理完了期限内に、次の各項目を全て満たすことが必要。
- 特に、北九州事業エリアにおける計画的処理完了期限が残り約3年半となっていることから、各項目について迅速に対応を進めることが必要。
- このため、各項目それぞれについて重点的にフォローアップを行うことが重要。

ア PCB 廃棄物及び使用中の PCB 含有製品の掘り起こし調査が完了すること

イ 使用中の PCB 使用製品が全て使用を終了すること



ウ PCB 廃棄物全てについて、PCB 特措法に基づく届出がなされること



エ 届出がなされた全ての PCB 廃棄物について、JESCO への処分委託が行われること、その後速やかに当該 PCB 廃棄物が JESCO に搬入されること

(全体に関する主な指摘事項)

- いくつかの課題は、基本計画を改定する段階で指摘していたことであり、課題として表に出たのが遅過ぎ。
- 現在の処理の進捗状況を踏まえれば、相当アクセラを踏んでいかないと処理期限内に処理を終えることは困難。各地元自治体はPCB廃棄物処理基本計画の改定における期限延長の際に再延長はしないことを条件に延長を受け入れた。JESCOが仮に処理期限内で事業を終了して膨大なPCB廃棄物が残って、それを事業者が自己責任ということで処理といつても、これは新たな問題を引き起こすことになる。
- 前掲のフロー図の一連の過程を計画的処理完了期限までに終わらすためには、相当前倒しでやらないとその達成は困難。例えば、使用中のPCB使用製品についてはストックホルム条約の期限が平成37年となっているが、その条約上の期限までに使用を廃止すればよいとミスリードをしてはならない。地域によって異なるものの、計画的処理完了期限の2、3年前に使用を廃止するというような計画的使用完了期限を設けるなどの取組をしなければ、廃止・登録・処理の時間が確保できない。
- ストックホルム条約におけるPCBの処理完了に向けた国際的な動きを注視し、国際的に協調できるところは協調し、トップランナーとして日本がやらねばならないことはそのように取り組んでいくべき。
- 関係機関の連携策として、各地域で開催される「PCB廃棄物早期処理関係者連絡会」において情報共有することは重要だが、それだけではなく、関係機関と一緒に事業者に対して現地で説明するといったアプローチも進めるべき。

(2) 基本計画達成に向けたフォローアップについて

ア PCB 廃棄物及び使用中の PCB 含有製品の掘り起こし調査が完了すること

【主なポイント】

- 掘り起こし調査については、殆どの自治体では今年度以降本格化するが、調査に5年程度要することも考えられることから、計画的処理完了期限までに掘り起こし調査を確実に完了させるための追加的な方策について検討することが必要。

① PCB 廃棄物処理基本計画における主な記載内容

● 第2章第3節2（2）都道府県市の取組

都道府県市は、必要な調査を行った上で、管内における未処理の使用製品やポリ塩化ビフェニル廃棄物を網羅的に把握することが必要である。このため、事業者に対して使用製品の保有状況を確認するとともに、保管事業者と関係のある事業者団体等を通じて情報収集に努めるものとする。これらの取組においては、国、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、電気保安関係等の事業者等と協力して未処理事業者の一覧表を作成し、当該一覧表に掲載された事業者に対し、処理の時期を確認するものとする。

● 第2章第3節2（3）国の取組

国は都道府県市と連携し、保管事業者及び使用製品を使用する事業者に対する計画的な処理の必要性を周知するとともに、使用中の使用製品やポリ塩化ビフェニル廃棄物の把握に努め、処理の時期の確認を行う。

② これまでの進捗状況

- 平成26年7月に、都道府県市に対し、昨年の基本計画の変更に即して、掘り起こし調査の実施など早期処理に向け、国、JESCO等と協力し、未処理事業者の掘り起こし及び期限内処理に向けた指導・助言を行う必要がある旨を通知。
- 平成26年12月に各都道府県市（47都道府県、66政令市、合計113都道府県市）あてに行ったアンケート調査結果によると、昨年12月時点で、殆どの自治体が調査を今後実施予定と回答。掘り起こし調査は今後、実際には今年度以降、各自治体で本格化する見込み。

表1 掘り起こし調査の実施状況

（平成26年12月時点、調査対象113都道府県市、複数回答あり）

管内の全ての地域で調査を実施した	32自治体
管内的一部の地域で調査を実施した	7自治体
実施予定である	86自治体
現時点では、実施を予定していない	3自治体

- しかしながら、積極的な取組を行っている北九州市においても掘り起こし調査に5年以上要したこと踏まえれば、他の自治体においても掘り起こし調

査の完了までに少なくとも 5 年を要することも考えられ、北九州 PCB 処理事業の計画的処理完了期限（約 3 年半後）までに調査が完了しないおそれ。

（参考）北九州市の掘り起こし調査は 5 年以上かけて実施

- 北九州市においては、調査対象を自治体管内の全ての事業者とし、年度毎に調査対象エリアや調査対象事業者のグループ化を行い、全ての調査を完了するまでに 5 年を要したところ。
 - 具体的には、北九州市は、平成 20 年、22 年、23 年、24 年の 4 ヶ年に渡り、市内の全ての事業場 53,616 事業場の掘り起こし調査を実施し、高濃度のトランス類 76 台、高濃度のコンデンサ類 136 台、安定器 46 個を発見。これは北九州市内の高濃度 PCB トランス、コンデンサの約 1 割に相当。なお、アンケート調査票の回収率は 49%（23,164 事業所／53,616 事業所）。
 - さらに、平成 26 年度に総ざらいとして市内の全ての法人約 2 万法人を対象に掘り起こし調査を行い、トランス類 3 台、コンデンサ類 17 台、安定器 1,229 個（約 2.6 トン）を発見。この際、これらの他に、PCB 含有の疑いのある蛍光灯が 1 事業場において、約 18,350 箇所で使用されており、調査にさらに 4 年程度を要する状況（全てが PCB を含有するわけではない）。
- 平成 26 年 8 月には、掘り起こし調査マニュアルを策定し、都道府県市に周知するとともに、これに係る担当者説明会を同年 8 月に開催。
 - また、平成 27 年 2 月に、JESCO の処理施設に係る地元自治体、電気保安関係事業者関係団体、経済産業省及び環境省で構成する「PCB 廃棄物早期処理関係者連絡会」を開催し、関係機関が連携し、調査を行っていく認識を共有。
- ③ 今後の検討課題と対応の方向
- 国と都道府県市との連携による効率的かつ実効性のある掘り起こしに向けた方策の検討：掘り起こし調査の対象は概念上管内全ての事業者と考えられ、その事業者数は膨大。このため、環境省が策定した掘り起こし調査実施マニュアルにおいては、PCB 使用製品保有の蓋然性が高い自家用電気工作物設置者に調査対象を限定。ただし、それでもあっても全国で約 86 万事業者が対象。
 - 調査対象事業場住所等のデータ整備：自家用電気工作物設置者の情報は経済産業省から提供されたデータを用いているが、当該データが古いくこと、電気工作物の設置場所に係る情報のみが整理されており、事務所の住所が整理されていないことなどから、相当数の調査票が未達となり返送されることに加え、製造年月日等調査に資する情報が整理されていないことから、調査効率が非常に悪いという問題が一部の自治体から指摘されている状況。
 - アンケート調査の回収率向上のための方策の検討：アンケート調査票の回収率は、調査対象事業者をどのように設定しても 50% 程度。回答があったとしても、記載内容には既存の届出の有無や PCB 汚染の有無に不明な点があり、戸別訪問等の精査作業が不可欠。さらには、未回答の事業者に対する追跡調査も必要であることから、調査完了までに複数年度を要する状況。

- **使用中の PCB 含有機器に対する掘り起こし調査体制の強化**：PCB 特措法は「廃棄物」に係る法制度であり、同法に基づく都道府県市の権限は PCB 廃棄物に限定されているところ。このため、PCB 含有機器を使用する事業者に対する都道府県市による掘り起こし調査の実施は困難であり、今後対応の強化を図ることが必要。また、JESCO の PCB 処理事業地域ごとに地域版の連絡会を随時開催するなど、今後、経済産業省等の関係機関との連携を一層強化することが必要。

(主な指摘事項)

- 掘り起こし調査を今年度から実施予定という自治体が全体の七割であるが、特に北九州事業エリアにおいて、計画的処理完了期限が迫っている中で、今から掘り起こし調査を開始するというのは、地元自治体や住民からするとあり得ない状況。
- 掘り起こし調査については自治体への財政支援が必要。
- 経済産業省から地方自治体に提供されている自家用電気工作物のデータについて、データが古い、電話番号が一部の電気工作物しか掲載されていないなどの問題があり、掘り起こし調査の調査票の 2 割が未達で返送され、電話による調査のフォローアップも困難な状況。
- 自家用電気工作物のデータについて、製造年月日等のデータも掲載し、効率的な掘り起こしを行うために必要な情報提供を地方自治体に対して行うべき。
- 自家用電気工作物の製造年月日、設置年月日について、新しい時期のものは調査から除外できるのではないか。
- 掘り起こし調査の調査票記入について、電気保安関係の方の協力が必要。
- 経済産業省における電気工作物等の実数把握について、「PCB 廃棄物早期処理関係者連絡会」を通じて丁寧に対応すべき。
- 掘り起こし調査を実施すると、そもそも電気工作物の製造者が性状をわかつているはずであって、製造者から電気工作物設置者に説明がないという苦情が相当数申し立てられる。

イ 使用中の PCB 使用製品が全て使用を終了すること

【主なポイント】

- PCB 廃棄物の処理期限を過ぎても PCB 使用製品の使用を継続する事業者が相当数残るおそれがあるため、使用中の PCB 含有機器に対し使用停止を求めるための追加的な方策について検討することが必要。

① PCB 廃棄物処理基本計画における主な記載内容

- 第2章第3節2（2）都道府県市の取組
都道府県市は、使用中の使用製品についても将来処理が必要となることを踏まえ、各地方産業保安監督部等と連絡調整し、対応するものとする
- 第2章第3節2（3）国の取組
これらの取組においては、使用中の使用製品についても、計画的な処理がなされるよう必要な措置を講ずるものとする
- 第2章第3節3 処分を中間貯蔵・環境安全事業株式会社に委託する保管事業者の責務
使用製品を使用する事業者についても、廃棄物処理法による排出事業者責任に基づき、また、平成37年までのポリ塩化ビフェニルの使用の全廃を規定するストックホルム条約を踏まえ、自ら処理を行わない場合は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の各事業に係る計画的処理完了期限までに同社に処分の委託を行うことが必要

② これまでの進捗状況

- PCB 使用製品は、昭和46年の通産省（当時）のPCBの製造中止、回収等の行政指導以降も、現在まで継続して使用中の機器が数多く存在。計画的処理完了期限前に早急にその使用停止・処理を進めることが必要。
- 使用中のPCB使用製品の状況を把握するため、PCB特措法第8条の規定によるPCB廃棄物の保管状況等の届出にあっては、同法施行規則に定める様式において、PCB使用製品の使用状況も記載するよう措置しているところ。
- また、電気事業法に基づき、PCB含有電気工作物の使用制限やPCB含有電気工作物の設置者の報告義務等を課しているところ（PCB濃度にかかわらず）
 - ✓ PCBを含有する電気工作物を電路に設置することを禁止（ただし、現在使用中の機器の使用継続は禁止されていない）【電気設備に関する技術基準を定める省令】
 - ✓ PCBを含有する電気工作物の使用を覚知した際の使用届の提出、廃止した際の廃止届の提出及び漏えい事故時の報告を義務付け【電気関係報告規則】
- 都道府県市においては、行政指導により、PCB廃棄物の期限内処理を勘案した計画的使用をPCB使用製品の使用事業者に促している状況。

- 特に安定器の使用については、平成 12 年に、公共施設における PCB 使用安定器について、平成 13 年度末までにその交換を終える等の安全対策を講じるよう、平成 12 年 11 月の閣議了解に基づき、同年 12 月に厚生省（当時）から都道府県市に周知したところ。しかしながら、未だ使用が継続され破裂事故が生じた事例もあり、平成 26 年 10 月に都道府県市に対し、改めて注意喚起するよう通知したところ。
- PCB 特措法に基づく届出によると、平成 26 年 3 月現在で、トランス類 550 台、コンデンサ類 6,414 台、安定器 94,948 個が使用中。使用機器数は減少傾向にあるが、PCB 廃棄物の処理期限を過ぎても PCB 使用製品の使用を継続する事業者が相当数残るおそれ。

表 2 PCB 使用製品の使用数 (PCB 特措法に基づく届出によるもの)
(平成 26 年 3 月現在)

PCB 処理事業名	トランス類	コンデンサ類	安定器
北九州	54 台	980 台	20,828 個
大阪	162 台	1,141 台	18,654 個
豊田	106 台	1,724 台	12,774 個
東京	146 台	1,510 台	22,622 個
北海道（室蘭）	82 台	1,059 台	20,070 個
合計	550 台	6,414 台	94,948 個

備考 :

- トランス類は、高濃度に区分された高圧トランス（ネオントランスを除く。）、リアクトル、放電コイル、計器用変成器、整流器、誘導電圧調整器、ラジエーター等が含まれる。
- コンデンサ類は、高濃度に区分された高圧コンデンサ、サーボアブソーバー等が含まれる。
- 安定器は、高濃度に区分された安定器が含まれる。
- 低圧トランス及び低圧コンデンサのうち小型のもの、廃 PCB 等、感圧複写紙等上記以外の高濃度 PCB 廃棄物は本表には含まれていない。

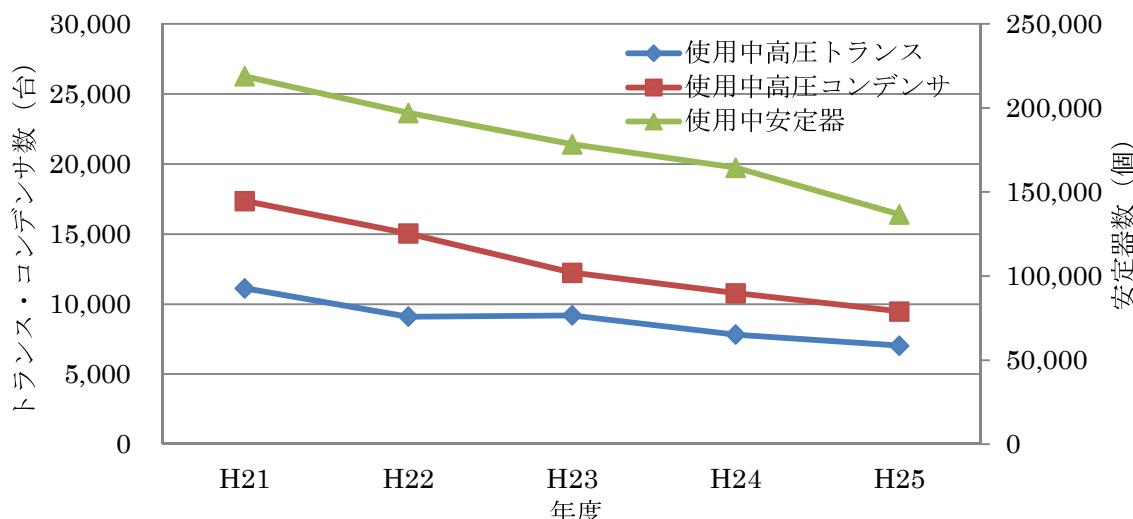


図 1 PCB 使用製品の使用数 (PCB 特措法に基づく届出によるもの)

備考 届出のうち、高圧トランス、高圧コンデンサ、安定器のみの使用数であり、平成 24 年度以前の値と比較するため、平成 25 年度については、高濃度 PCB 廃棄物と低濃度 PCB 廃棄物の合算としている。

- また、掘り起し調査の進捗状況にかんがみれば、上記以外に、PCB 特措法に基づく届出がなされていない使用中の PCB 含有機器が相当数存在すると見込まれるところ。

③ 今後の検討課題と対応の方向

- **PCB 使用製品に関する掘り起し調査の迅速かつ確実な実施**：前述のとおり。
- **使用中の PCB 使用製品を把握するための方策の検討**：PCB 特措法に基づく届出においては、使用製品の使用状況を PCB 廃棄物の保管事業者にのみ記載を依頼しているため、例えば、使用中の PCB 使用製品のみを保有する事業者は届出義務の対象外。トランス類・コンデンサ類については電気事業法に基づく届出と PCB 特措法に基づく届出内容を機器 1 台単位で情報の突合をすることで、使用量の把握が一定程度可能と考えられるが、安定器は電気事業法に基づく届出の対象外。また、電気事業法に基づく届出は、電気工作物の絶縁油に PCB を含有していることが判明したときと、当該電気工作物を廃止したときに限られており、本来はすべての PCB 使用製品が把握されているべきところ、都道府県市の調査結果等によれば、必ずしもすべての PCB 使用製品が届け出られている訳ではないことに留意が必要。
- **使用中の PCB 使用製品の廃止に向けた方策の検討**：PCB 使用製品の使用をいつ停止し、いつ廃棄物として排出するかは、使用者の任意に委ねられているところ（※）。使用停止に当たっては製品の買換えが必要となり、代替製品の購入費用と廃棄物の処理費用を要することになるため、PCB 廃棄物の処理期限を過ぎても PCB 使用製品の使用を継続する事業者が存在するおそれ。
 ※ 事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の体制の整備の状況その他の事情を勘案して政令で定める期間内に、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない旨、PCB 特措法に規定されているが、使用中のものについては、そのような規定は置かれていない。
 ※ 電気事業法においては、現行の電気設備に関する技術基準を定める省令第 19 条第 14 項において PCB 使用製品は電路に施設してはならないとされており、これに適合しない場合は、電気事業法第 40 条に基づき、経済産業大臣はその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができることとされている。なお、当該省令の施行の際に施設し、又は施設に着手した電気工作物については、当該省令の附則において、なお従前の例によるとされ、引き続き使用が可能とされている。
- **関係機関の連携の一層の強化**：使用中の PCB 使用製品については、都道府県市は使用停止や廃棄等の指導権限を持っておらず、PCB 廃棄物の期限内処理を勘案した計画的使用を事業者に促している状況であり、対応には限界。PCB 使用製品を使用する事業者の指導等に当たっては、経済産業省や電気保安関係事業者等とも連携した取組が必要であり、平成 27 年 2 月に「PCB 廃棄物早期処理関係者連絡会」を開催し、環境省、経済産業省、関係自治体等が連携し、PCB 使用製品を使用する事業者も含め期限内の廃棄物処理に向けた指導等を行っていく認識を共有したところ。今後、関係機関の連携を一層強化することが必要。
 ※ PCB 特措法第 13 条に、環境大臣が、PCB 使用製品を使用する事業所管大臣に対し、

PCB 使用製品を使用する事業者の協力を得ることが出来るよう必要な措置を講ずることを要請することができる旨の規定がある。

(主な指摘事項)

- 2頁のフロー図の一連の過程を計画的処理完了期限までに終わらすためには、相当前倒しでやらないとその達成は困難。例えば、使用中の PCB 使用製品についてはストックホルム条約の期限が平成 37 年となっているが、その条約上の期限までに使用を廃止すればよいとミスリードをしてはならない。地域によって異なるものの、計画的処理完了期限の 2、3 年前に使用を廃止するというような計画的使用完了期限を設けるなどの取組をしなければ、廃止・登録・処理の時間が確保できない。（再掲）
- 廃棄物になっていない PCB 使用製品については、PCB 特措法上全く手の打ちようがないという問題がある一方、使用中の PCB 使用製品も含め全部を処理する必要があり、このギャップをどう埋めるかが課題。廃棄物処理法上の廃棄物に該当しないものであっても、廃棄すべきものを廃棄するということで対応を検討すべき。
- 使用中の PCB 使用製品については、経済産業省や電気保安関係の方々のように重点的に権限を持つ方が把握すべき。
- 自主的な廃止では期限内に確実に処理することはできないのではないか。
- 使用中の PCB 使用製品を含め、ストックホルム条約締結国としての責務を絶対に守らないといけない。
- 特に気になるのは、使用中の PCB 使用製品に関する掘り起こし調査の迅速かつ確実な実施。PCB 使用製品の使用をいつ停止して、いつ廃棄物として排出するかは使用者の任意に委ねられているのが現状。財産権との関係で法的な使用停止の規制をできないと言うことは十分承知しているが、環境省と経済産業省の強い指導力を発揮して処理期限内に是非処理を終えていただきたい。
- 使用中の PCB 使用製品の使用中止について、今のところは法的な根拠が何もなく、地方自治体が行政指導という形で使用中止を求めているが、強制力のある具体策、究極的には法整備も含めて早急に検討すべき。
- 使用中の PCB 使用製品に対しては、やがて廃棄物となって処理を指導するのは地方公共団体の廃棄物部局であるが、廃棄物となる前の段階においては、規制・指導権限はない。何かしらの指導権限のある電気保安関係の行政が主体的に対応しないと大変なことになる。
- 使用中の PCB 使用製品数、PCB 廃棄物保管量及び JESCO における処理量実績の収支をしっかりと考慮して数値を整理すべき。
- 本項目は、経済産業省の主体的役割が重要。経済産業省において、PCB を使用する電気工作物等の実数把握を、「PCB 廃棄物早期処理関係者連絡会」の場を通じて丁寧にやっていただきたい。

ウ PCB 廃棄物全てについて、PCB 特措法に基づく届出がなされること

【主なポイント】

- PCB 特措法に基づく届出による平成 26 年 3 月現在の未処理の PCB 廃棄物及び使用中の PCB 使用製品の総量は、トランス類 6,322 台、コンデンサ類 118,575 台、安定器 4,701,198 個 (9,967 トン)。
- ただし、前述の掘り起し調査の進捗状況を踏まえれば、未だ未届けのものが一定数存在するものと見込まれるところ。
- また、高濃度 PCB 廃棄物であるにもかかわらず、低濃度 PCB 廃棄物として届出がなされているものがあるなど、届出内容の正確性には課題が存在するため、正確な届出がなされるよう、追加的な方策について検討することが必要。

① PCB 廃棄物処理基本計画における主な記載内容

- 第 2 章第 1 節 4 地方公共団体の役割
都道府県市は、国とともに、保管事業者に対し、特別措置法に基づく届出及び期間内の処分に係る義務並びに廃棄物処理法に基づく適正な保管その他の義務に関し、周知徹底を図ることに努める
- 第 3 章第 1 節 1 全国のポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管等状況の情報の収集、整理及び公開
国は、全国的なポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況について、国民、地方公共団体その他の関係者に広く情報提供するため、都道府県市に届出された保管及び処分の状況に関する情報を集約し、処分の進捗状況等を分かりやすく提示していくよう努める

② これまでの進捗状況

(PCB 特措法に基づく届出量)

- PCB 特措法第 8 条の規定による届出について、平成 26 年 3 月に届出様式を改正し、高濃度 PCB 廃棄物・低濃度 PCB 廃棄物の区分欄を追加。
- 保管事業者の責務に関する理解の増進のためのパンフレットを作成・頒布。
- 環境省においては、都道府県市に届出された保管等の状況に関する情報を集約し、毎年度、公表しており、平成 26 年 3 月現在の PCB 特措法に基づく届出状況は、未処理の PCB 廃棄物量（届出量合計（保管量+使用量））は、トランス類 6,322 台、コンデンサ類 118,575 台、安定器 4,701,198 個 (9,967 トンに相当)。
- ただし、前述の掘り起し調査の進捗状況を踏まえれば、未だ未届けのものが一定数存在するものと見込まれるところ。
※ 今後、掘り起し調査の進展により、未届けの PCB 廃棄物量が増加する見込みであるが、前述の北九州市における掘り起し調査の事例を踏まえれば、その量が大幅に増加することはないものと思料される。

表3 高濃度PCB廃棄物の届出状況（平成26年3月現在）

PCB処理事業名	トランス類	コンデンサ類	安定器
北九州	A：保管量	326台	9,015台
	B：使用量	54台	980台
	C：届出量合計 (A+B)	380台	9,995台
大阪	A：保管量	745台	25,343台
	B：使用量	162台	1,141台
	C：届出量合計 (A+B)	907台	26,484台
豊田	A：保管量	1,252台	17,578台
	B：使用量	106台	1,724台
	C：届出量合計 (A+B)	1,358台	19,302台
東京	A：保管量	2,238台	38,709台
	B：使用量	146台	1,510台
	C：届出量合計 (A+B)	2,384台	40,219台
北海道 (室蘭)	A：保管量	1,211台	21,516台
	B：使用量	82台	1,059台
	C：届出量合計 (A+B)	1,293台	22,575台
合計	A：保管量	5,772台	112,161台
	B：使用量	550台	6,414台
	C：届出量合計 (A+B)	6,322台	118,575台

備考：

- 1) トランス類は、高濃度に区分された高圧トランス（ネオントランスを除く。）、リクトル、放電コイル、計器用変成器、整流器、誘導電圧調整器、ラジエーター等が含まれる。
- 2) コンデンサ類は、高濃度に区分された高圧コンデンサ、サーボアブソーバー等が含まれる。
- 3) 安定器は、高濃度に区分された安定器が含まれる。
- 4) 低圧トランス及び低圧コンデンサのうち小型のもの、廃PCB等、感圧複写紙等上記以外の高濃度PCB廃棄物は本表には含まれていない。
- 5) 安定器の届出重量は推計値（※印）。

(届出内容の正確性)

- PCB特措法に基づく届出内容と、JESCOへの登録機器に関する情報と比較すると、本来高濃度PCB廃棄物であるにもかかわらず、低濃度PCB廃棄物に区分されて届出されているものがあると、JESCOから指摘されているところ。

③ 今後の検討課題と対応の方向

- **掘り起し調査の迅速かつ確実な実施**：前述のとおり。
- **高濃度及び低濃度 PCB 廃棄物の実効性のある判別手法・システムの検討**：高濃度 PCB 廃棄物は、トランス類、コンデンサ類、安定器に貼り付けられている銘板に記載された型式、種別、性能（安定器の力率）、製造年月等の情報から判別可能。しかしながら、長期の保管により、当該銘板が汚損するなどにより不鮮明なもの、製造業者が既に倒産しているなどにより情報が不足し、高濃度 PCB 廃棄物と確実に判別できないものが存在。このようなものは、高濃度 PCB 廃棄物に情報上合致しないという理由により低濃度 PCB 廃棄物として届出がなされているものもあると考えられるところであり、高濃度 PCB 廃棄物の実効性のある判別手法や一元的なデータ管理システム等の検討が必要。
- **届出データと処理実績データの収支管理**：使用中の PCB 使用製品、PCB 廃棄物及び JESCO における処理実績の関係性が明らかとなるようなデータ管理が必要。

(主な指摘事項)

- 高濃度及び低濃度 PCB 廃棄物を判別する人材・組織の派遣といった支援策を検討すべき。
- 使用中の PCB 使用製品数、PCB 廃棄物保管量及び JESCO における処理量実績の収支をしつかり考慮して数値を整理すべき。（再掲）

エ 届出がなされた全てのPCB廃棄物について、JESCOへの処分委託が行われること、その後速やかに当該PCB廃棄物がJESCOに搬入されること

【主なポイント】

- PCB廃棄物については、都道府県市やJESCOの指摘によれば、PCB特措法に基づく届出がなされているPCB廃棄物であっても、JESCOへの登録が未だなされていないものが相当数存在。計画的処理完了期限内に一日でも早くJESCOへの処分委託が確実に行われるよう、追加的な方策について検討することが必要。
- JESCOに処理委託されたPCB廃棄物の処理は、概ね順調に進んでいるが、今後は、経年劣化に伴うトラブルが増加するおそれがあることから、施設の健全性を継続的に確保することが必要。

① PCB廃棄物処理基本計画における主な記載内容

- 第2章第3節2（1）中間貯蔵・環境安全事業株式会社の取組
中間貯蔵・環境安全事業株式会社は、その拠点的広域処理施設において、安全を第一として適正かつ確実な処理を行うこととする・・・今後は特に処理設備の経年的な劣化を考慮し、処理施設の保守点検を計画的かつ確実に行なうことが重要である。このため、日常点検及び年一回の定期点検を確実に行なうとともに、部品や設備が計画的に更新されるよう各事業ごとに長期設備保全計画を策定し、これらに基づく設備の更新を着実に行っていくこととする・・・都道府県市及び保管事業者と十分な連絡調整を行った上で、計画的な処理を推進するものとする。さらに、処理費用の負担能力が低い保管事業者でも円滑に処理委託ができるよう、分割して処理費用を支払うための仕組みを整える。また、計画的な処理委託を行おうとする保管事業者の状況に配慮しつつ、意図的に処理委託を行わない者に対しては、処理料金が上がることを早期に告知する等により、計画的な処理委託を促進することを検討するものとする
- 第2章第3節2（3）国の取組
国は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社が行う事業の全般を統括し、中間貯蔵・環境安全事業株式会社を指導監督する。具体的には、拠点的広域処理施設における処理が、引き続き安全を第一としつつ計画的に行われるよう中間貯蔵・環境安全事業株式会社を指導監督するとともに、中間貯蔵・環境安全事業株式会社が、事業の実施状況について、地域住民、保管事業者等の関係者とのコミュニケーションを通じ、事業に対するより一層の理解を得ることに努めるよう指導監督する・・・中間貯蔵・環境安全事業株式会社が行う拠点的広域処理施設の補修・点検・更新に対し資金の補助を行うことを通じ、当該処理設備の健全な維持を確保するものとする
- 第2章第3節3 処分を中間貯蔵・環境安全事業株式会社に委託する保管事業者の責務
保管事業者は、自ら処分を行う場合を除き、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の各事業に係る計画的処理完了期限までに同社に処分の委託を行う必要がある。使用製品を使用する事業者についても、廃棄物処理法による排出事業者責任に基づき、また、平成37年までのポリ塩化ビフェニルの使用の全廃を規定するストックホルム条約を踏まえ、自ら処理を行わない場合は、中間貯蔵・環境

安全事業株式会社の各事業に係る計画的処理完了期限までに同社に処分の委託を行うことが必要

- 第2章第6節1 中小企業者等の負担軽減措置

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を国及び都道府県が協調して造成し、中小企業者等が、高圧トランス・コンデンサ等及び安定器等・汚染物の処分を中間貯蔵・環境安全事業株式会社に委託して行う場合に、その処理費用が軽減されるよう、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金から処理の主体である中間貯蔵・環境安全事業株式会社に対して中小企業者等の費用負担軽減に要する額を支出することとする。

② これまでの進捗状況

(JESCOへの登録)

- PCB特措法においては、PCBの保管事業者等に対し、政令で定める期間内に(平成38年度末までに)、そのPCB廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託することを義務付け(※)。
※ 違反に対しては、当該事業者に対し、期限を定めて、当該ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分その他必要な措置を講ずべきことを命ずることが可能。
- また、PCB廃棄物処理基本計画においては、高濃度PCB廃棄物については、上記の政令で定める期限よりも前倒しで、地域毎やPCB廃棄物の種類毎に処理期限を設定。
- こうした中でJESCOにおいては、PCB廃棄物処理基本計画に定める計画的処理完了期限内の処理を達成するため、高濃度PCB廃棄物の保管事業者等に対して、JESCOへの処分委託に先立つ登録を速やかに行っていただくよう営業活動(※)を実施しているところ。
※ 早期登録による処分料金の割引制度の導入、処分料金の分割払い制度の導入、意図的に登録を行わない者に対する処理料金の値上げの告知の検討等
- 都道府県市やJESCOの指摘によれば、PCB特措法に基づく届出がなされているPCB廃棄物のうち、JESCOへの登録が未だなされていないものが相当数存在すると推測されるところ。ただし、その正確な全体像は不明。
- PCB特措法に基づく届出量とJESCOへの登録量とを比較すると、表4のとおり、トランス類は届出量より登録量が約3千台少なく、コンデンサ類は届出量より登録量が約9千台少ない状況。届出量と登録量の差異は、ウ②に記載された届出量の正確性、意図的に登録を行わない者の存在によるものと考えられるが、正確な実態は不明。また、安定器については、大阪、豊田、東京事業の登録量が含まれていないことが主な要因。

表4 高濃度PCB廃棄物のJESCOへの登録状況（平成26年3月現在）

PCB処理事業名		トランス類	コンデンサ類	安定器
北九州	C：届出量合計 (表3 A+B)	380台	9,995台	339,029個 ※719トン
	D：登録量(未処理分のみ)	249台	6,500台	506トン
	E：(C-D)	131台	3,495台	213トン
大阪	C：届出量合計 (表3 A+B)	907台	26,484台	909,229個 ※1,928トン
	D：登録量(未処理分のみ)	515台	21,111台	0トン
	E：(C-D)	392台	5,373台	1,928トン
豊田	C：届出量合計 (表3 A+B)	1,358台	19,302台	770,598個 ※1,634トン
	D：登録量(未処理分のみ)	800台	17,649台	0トン
	E：(C-D)	558台	1,653台	1,634トン
東京	C：届出量合計 (表3 A+B)	2,384台	40,219台	1,925,487個 ※4,082トン
	D：登録量(未処理分のみ)	1,017台	43,821台	0トン
	E：(C-D)	1,367台	▲3,602台	4,082トン
北海道	C：届出量合計 (表3 A+B)	1,293台	22,575台	756,855個 ※1,605トン
	D：登録量(未処理分のみ)	921台	20,315台	1,001トン
	E：(C-D)	372台	2,260台	604トン
合計	C：届出量合計 (表3 A+B)	6,322台	118,575台	4,701,198個 ※9,967トン
	D：登録量(未処理分のみ)	3,502台	109,396台	1,507トン
	E：(C-D)	2,820台	9,179台	8,460トン

備考

- 1) トランス類は、高濃度に区分された高圧トランス（ネオントランスを除く。）、リアクトル、放電コイル、計器用変成器、整流器、誘導電圧調整器、ラジエーター等が含まれる。
- 2) コンデンサ類は、高濃度に区分された高圧コンデンサ、サーボアブソーバー等が含まれる。
- 3) 安定器は、高濃度に区分された安定器が含まれる。
- 4) 低圧トランス及び低圧コンデンサのうち小型のもの、廃PCB等、感圧複写紙等上記以外の高濃度PCB廃棄物は本表には含まれていない。
- 5) 安定器の届出重量は推計値（※印）。

(JESCOへの処分委託)

- PCB廃棄物の保管事業者に対しては、都道府県市により、期限内処理に係る指導が一定程度なされているが、保管事業者以外の事業者（未届事業者や、使用中のPCB使用製品保有者と思料される）に対する周知、指導の実施状況は依然として低い状況。

表5 アンケート調査による事業者への期限内処理の指導等実施状況
 (平成25年4月～平成26年10月の実施状況、調査対象113都道府県市、複数回答あり)

保管事業者の全てに対し実施した	55自治体
保管事業者の一部に対し実施した	50自治体
保管事業者以外の全ての事業者に実施した	8自治体
保管事業者以外の一部の事業者に実施した	24自治体
現時点では、実施していない	4自治体

- JESCOの指摘によると、登録を行った事業者のうち、一部の事業者は、処理費用の負担が大きいことを理由に、処分委託契約の締結を行っていない状況。
- アンケート調査によれば、保管中のPCB廃棄物が毎年数十件の紛失事案及びPCB廃棄物を一般の産業廃棄物として故意に又は誤って処分した事案等の不適正処理事案、毎年数件の不法投棄事案が現在も発生しており、このような廃棄物が適正に処分委託されていない状況。また、保管中のPCB漏えいなどの事故事案も年間数十件発生し、保管事業者の破産、死去、相続等に起因して処理が滞っている事案が顕在化している都道府県市も存在する状況。
- 中小企業者等の費用負担能力が小さい者における処分委託を促進するため、PCB廃棄物処理基金を国及び都道府県が協調して造成し、処分料金の70%を軽減。平成26年4月には、「常時使用する従業員の数が100人以下の法人」及び「個人」を追加するとともに、特に費用負担能力が脆弱な「個人（ただし、個人事業主を除く。）」及び「破産している法人」について、処分料金の95%を軽減することとしたところ。
- JESCOにおいては、従前まで処分料金は一括支払いとしていたが、平成27年度（北九州事業地域は平成26年度）から中小企業者等について分割支払いを可能とする仕組みを導入。また、意図的に処理委託を行わない者に対して、処理料金が上がることを早期に告知し、計画的な処理委託を促進することについて、JESCOにおいて具体化を検討中。

(JESCOにおける処分の状況)

- JESCOにおいて、平成26年度に5事業所に係る長期保全計画を策定し、毎年度、PDCAサイクルの中で適宜見直すこととしたところ。また、過去に発生した全てのトラブルについて、5事業所における対応状況を再点検の上、トラブルの事業所間水平展開を継続的に実施。
- 環境省において、JESCOの処理施設の長期保全計画や定期点検の結果に基づく改造、点検及び補修に係る費用の一部を補助する事業を実施。
- JESCOにおける処理の進捗状況については、近年、処理施設がおおむね処理能力どおりの処理を行えており、実績が積み重なっているところ。具体的には、これまでのJESCOにおける処理実績を踏まえ、平成26年3月現在の届出量及

び登録量を勘案しつつ、平成 27 年 3 月現在の処理の進捗率を算出すると、全体として、トランス類 69%、コンデンサ類 68%、安定器 23% と推計されるところ。

- また、基本計画に基づく JESCO における新たな事業地域を越えた広域的な処理については、今年度から処理が開始されているところ。ただし、処理の進捗状況等から、東京事業地域から北海道 PCB 処理事業所に搬入する安定器等・汚染物及び北海道事業地域から大阪 PCB 処理事業所に搬入する特殊コンデンサについては、平成 28 年度開始を視野に調整を行っているところ。

表 6 PCB 廃棄物の処理の進捗状況（平成 27 年 3 月末現在）

PCB 処理事業所		トランス類	コンデンサ類	安定器
北九州	処理量 (H27. 3)	2, 528 台	44, 883 台	1, 851 トン
	届出量 or 登録量 (H26. 3)	381 台	10, 100 台	771 トン
	搬入量 (H26. 3)	2, 401 台	39, 561 台	1, 356 トン
	進捗率	91%	90%	87%
大阪	処理量 (H27. 3)	2, 315 台	53, 512 台	0 トン
	届出量 or 登録量 (H26. 3)	907 台	26, 719 台	1, 928 トン
	搬入量 (H26. 3)	2, 209 台	47, 845 台	0 トン
	進捗率	74%	72%	0%
豊田	処理量 (H27. 3)	1, 751 台	37, 730 台	0 トン
	届出量 or 登録量 (H26. 3)	1, 358 台	20, 230 台	1, 634 トン
	搬入量 (H26. 3)	1, 658 台	32, 450 台	0 トン
	進捗率	58%	72%	0%
東京	処理量 (H27. 3)	2, 745 台	35, 068 台	0 トン
	届出量 or 登録量 (H26. 3)	2, 384 台	48, 697 台	4, 082 トン
	搬入量 (H26. 3)	2, 462 台	29, 430 台	0 トン
	進捗率	57%	45%	0%
北海道 (室蘭)	処理量 (H27. 3)	3, 069 台	42, 228 台	830 トン
	届出量 or 登録量 (H26. 3)	1, 295 台	24, 012 台	1, 623 トン
	搬入量 (H26. 3)	2, 903 台	35, 458 台	288 トン
	進捗率	73%	71%	43%
合計	処理量 (H27. 3)	12, 408 台	213, 421 台	2, 680 トン
	届出量 or 登録量 (H26. 3)	6, 325 台	129, 758 台	10, 037 トン
	搬入量 (H26. 3)	11, 633 台	184, 744 台	1, 644 トン
	進捗率	69%	68%	23%

備考：

- 1) トランス類は、高圧トランス（ネオントランスを除く。）、リアクトル、放電コイル、計器用変成器、整流器、誘導電圧調整器、ラジエーター等が含まれる。
- 2) コンデンサ類は、高圧コンデンサ、サーボアブソーバー等が含まれる。
- 3) 本表には、低圧トランス及び低圧コンデンサのうち小型のもの、廃 PCB 等、感圧複写紙等上記以外の高濃度 PCB 廃棄物は含まれていない。
- 4) 安定器の届出重量は推計値（※印）。
- 5) 安定器の処理量、搬入量にはドラム缶等の重量は含まない。
- 6) 処理量及び搬入量には試運転時の台数は含まない。

③ 今後の検討課題と対応の方向

- **JESCOへの処分委託を促進するための方策の検討**: 登録を処分委託手続の開始と捉え、処分費用を負担する準備ができていないために登録を忌避している事業者や、処分費用を負担する準備ができていないために処理委託を忌避している事業者があると都道府県市、JESCOから指摘を受けているところ。PCB特措法においては、政令で定める期間内に(平成38年度末までに)、そのPCB廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託することを義務付け、義務違反については、必要な措置を命ずることができることとされている一方、PCB廃棄物処理基本計画に基づく計画的処理完了期限内の処理については、そのような規定は設けられていないところ。
- **保管事業者の破産、死去、相続等に起因して処理が滞っている事案への対応の検討**: PCB廃棄物を期限内に処分する法的な義務が存在する保管事業者が不明確になり、都道府県市の関係事業者に対する指導に支障が生じており、このような場合のグッドプラクティスの集積や都道府県市による代執行に対する支援策の検討が必要であると都道府県市から指摘を受けているところ。
- **処理施設の健全性を確保するための方策** : 引き続き、処理施設の日常保全、定期点検を実施するとともに、長期保全計画に基づき、施設の適切な補修又は更新を確保することが必要。また、災害対策や万一のトラブルの発生に対しても被害の未然防止策等について柔軟に対応できるよう継続的な検討が必要。

(主な指摘事項)

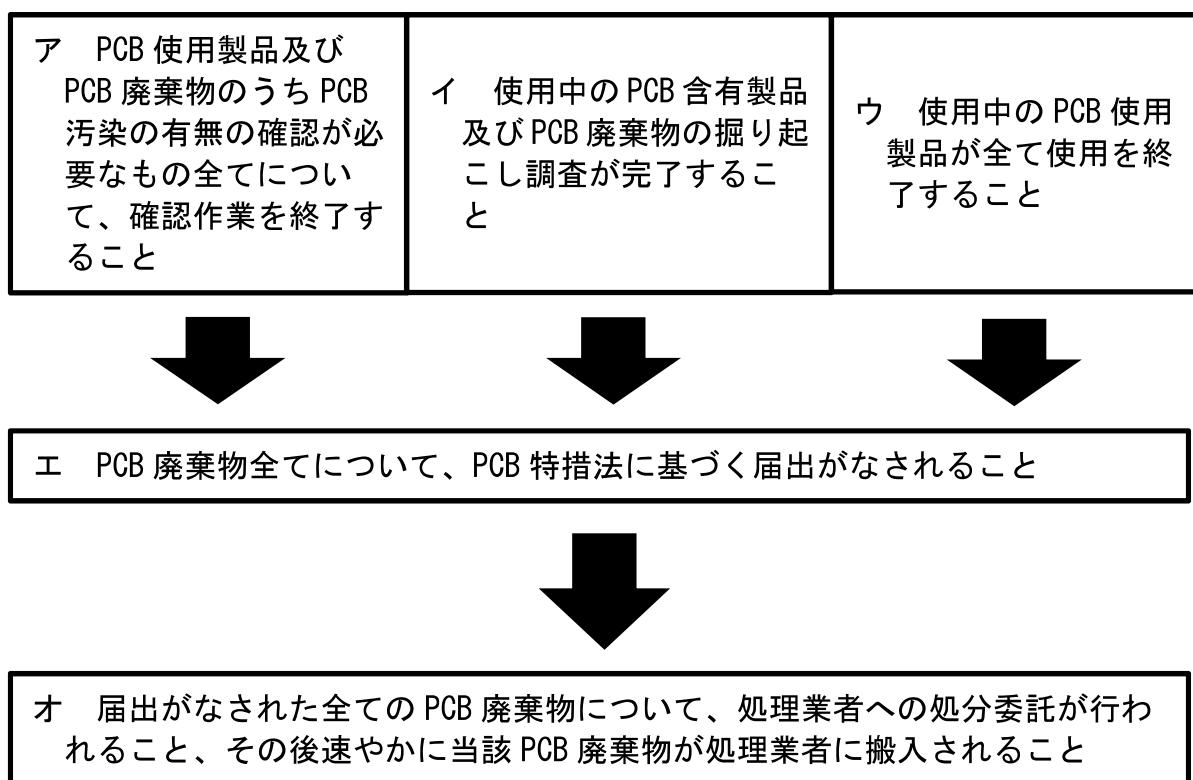
- PCB特措法に基づく届出をすることイコールJESCOへの登録をすることとなるような指導が必要。
- 計画的処理完了期限内の処理が極めて難しいと見込める場合に、強い指導ができるような措置が必要。自主的な廃止では期限内に確実に処理することはできないのではないか。
- PCB特措法上は平成38年度までに処理しない場合だけしか改善命令ができない。処理完了期限までの処理の指導に係る法的根拠が必要。
- 地方自治体の安定器の処理費用が膨大になる処理費用の低減を考えるべき、また、処理費用と機器の買換え費用の支援策を図るべきである。
- 早い段階できちんと処理された方はとともに費用を負担しなければならなかつたのに、遅れて処理をした方が大幅に料金をまけてもらうのは公平性を欠き、あまり安易に議論すべきではなく、むしろ強制手段をかけて罰則等を適用する方が公平。
- ストックホルム条約におけるPCBの処理完了に向けた国際的な動きを注視すべき。(再掲)
- 排出先となる地域の地方自治体が、当事者意識を今まで以上に持つて事業者に強く指導していくべき。
- 破産、死去、相続等に起因して処理が滞っている事案の解決に当たっての支援策が必要。その費用については、国や地方自治体が全額負担するのは妥当では無く、拡大生産者責任の考え方や既存事例を踏まえてファンドを作るなどすべき。

- JESCO のこれまでの事業地域を越えた PCB 廃棄物の搬出が可能となり、安定器の処理が進むようになった。

3. 低濃度 PCB 廃棄物に係る基本計画達成の見通し

(1) 基本計画達成に向けたフォローアップ項目について

- 低濃度 PCB 廃棄物の処理完了期限は、PCB 廃棄物処理基本計画に定められた高濃度 PCB 廃棄物の処理期限よりも後に設定されており、PCB 特措法施行令に規定された平成 39 年 3 月 31 日が処理期限とされている。
- このため、処理期限が先に到来する高濃度 PCB 廃棄物の処理完了に向けたフォローアップを重点的に行うこととするが、低濃度 PCB 廃棄物についても処理期限内にその処理を終えなければならないという点では重要性に変わりはなく、その着実な処理に向けて以下の各項目それぞれについてフォローアップを行うことが必要。
- フォローアップに当たっては、PCB 特措法制定以降に微量 PCB 汚染廃電気機器等の問題が発覚したため、使用中のものが相当数あることが想定されること、低濃度 PCB 廃棄物の処理体制については整備の途上にあり、その充実・多様化を図ることが重要な点にも留意することが必要。



※ アについて、「PCB 汚染の有無の確認が必要なもの」には、本来 PCB に汚染さ
れていないものが含まれる点に留意する必要がある。

(全体に関する主な指摘事項)

- 課電自然循環洗浄法の対象機器が限定されている状況にあり、その拡大を進めていくべき。
- 低濃度 PCB 廃棄物について適切に課題が整理されている。特に微量 PCB 汚染廃電気機器の特殊性を踏まえ、課題解決策を検討すべき。
- 低濃度 PCB 廃棄物については、処理体制の整備自体がまだ途上であるところが高濃度と大きく違う。
- 処理体制の充実、多様化を図ることがより重要な課題であり、早期に検討を進めるべき。
- 関係者が共通の理解を得て、納得感をもって問題解決ができるよう検討するべき。
- 処理対象廃棄物の種類に応じた処理先の確保、周知が課題。

(2) 基本計画達成に向けたフォローアップについて

- ア PCB 使用製品及びPCB廃棄物のうちPCB汚染の有無の確認が必要なもの全てについて、確認作業を終了すること

【主なポイント】

- PCB使用製品及び低濃度PCB廃棄物のうち、微量PCB汚染廃電気機器等については、PCB汚染の有無を実際に分析しなければ確認できず、正確な使用量及び保管量を把握するための方策について検討することが必要。
- 使用中の電気機器のうち、封じ切り機器については、分析のために一部破壊等が伴い、分析の結果、PCB汚染がなくとも使用を廃止しなければならないものがあることに留意が必要。

① PCB廃棄物処理基本計画における主な記載内容

- 第2章第4節3 微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に関する情報提供等
微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染された又はその可能性がある電気機器等を使用している事業者は、その使用を終え、電気工作物を廃止した場合には、電気機器等を製造した者及び一般社団法人日本電機工業会、一般社団法人日本電線工業会等の関係団体から提供されるポリ塩化ビフェニル汚染の可能性に関する情報に注意するとともに、必要に応じて、当該電気機器等を製造した者に対して、ポリ塩化ビフェニル汚染の可能性の有無について確認するものとする。また、当該電気機器等を製造した者からの情報により、当該電気機器等にポリ塩化ビフェニル汚染の可能性がある場合には、速やかに絶縁油中のポリ塩化ビフェニルの濃度を測定する等の適切な方法により、ポリ塩化ビフェニルにより汚染されているかどうかを確認するものとする。
- 第2章第4節2 測定方法の確立
国は、絶縁油中のポリ塩化ビフェニルを短時間にかつ低廉な費用で測定できる方法の確立を図ることとする。

② これまでの進捗状況

- 環境省において、「絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル」及び「低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法」を策定し、測定方法を提示。
- PCB廃棄物の処理に係る理解の増進のためのパンフレットを作成・頒布。同パンフレットにおいて、微量PCB汚染電気機器等の判別方法を記載。
- 低濃度PCB廃棄物のうち、微量PCB汚染廃電気機器等については、PCB汚染の有無を実際に分析しなければ確認できないことから、低濃度PCB廃棄物に係る正確な使用量及び保管量は、現時点では不明。
- なお、基本計画においては、微量PCB汚染廃電気機器等の使用中を含めた推

計量として、柱上トランス以外の電気機器が約 120 万台、柱上トランスが約 146 万台、O F ケーブルが約 1,400 キロメートル存在すると推計。

③ 今後の検討課題と対応の方向

- **使用中の電気機器の PCB 汚染の有無の確認方策の検討**: PCB 汚染の有無を実際に分析する必要のある使用中の電気機器のうち、トランス類については、使用中であっても、封入された絶縁油を採油し、分析することができるが、絶縁油封じ切り機器であるコンデンサ類は、使用中の採油はできない構造となっており、使用を廃止しなければ分析は困難。また、本来 PCB 汚染のないコンデンサ類の使用の廃止と代替機器の購入まで生じるおそれがある。さらに、PCB 汚染が認められた場合、通常の産業廃棄物と異なり特別な管理を要することから、分析を忌避する事業者が存在することが考えられるとの指摘を、事業者から受けているところ。

イ 使用中の PCB 含有製品及び PCB 廃棄物の掘り起こし調査が完了すること

【主なポイント】

- 掘り起こし調査は、当面は、処理期間の短い高濃度 PCB 廃棄物等を中心に調査が進展すると見込まれるが、低濃度 PCB 廃棄物等については、排出事業者の実態を踏まえた方策について検討することが必要。

① PCB 廃棄物処理基本計画における主な記載内容

- 第2章第3節2（2）都道府県市の取組
都道府県市は、必要な調査を行った上で、管内における未処理の使用製品やポリ塩化ビフェニル廃棄物を網羅的に把握することが必要である。このため、事業者に対して使用製品の保有状況を確認するとともに、保管事業者と関係のある事業者団体等を通じて情報収集に努めるものとする。これらの取組においては、国、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、電気保安関係等の事業者等と協力して未処理事業者の一覧表を作成し、当該一覧表に掲載された事業者に対し、処理の時期を確認するものとする（再掲）
- 第2章第3節2（3）国の取組
国は都道府県市と連携し、保管事業者及び使用製品を使用する事業者に対する計画的な処理の必要性を周知するとともに、使用中の使用製品やポリ塩化ビフェニル廃棄物の把握に努め、処理の時期の確認を行う（再掲）

② これまでの進捗状況

- 平成26年8月に、掘り起こし調査マニュアルを策定し、都道府県市に周知するとともに、これに係る担当者説明会を同年8月に開催。当該マニュアルについて、電気機器に係る低濃度 PCB 廃棄物の排出事業者については、高濃度 PCB 廃棄物とほぼ重複することから、当面実施される高濃度 PCB 廃棄物の掘り起こし調査の実施に併せて、低濃度 PCB 廃棄物の掘り起こしを進める方針。
- 2（2）アのとおり、掘り起こし調査は、今後、実際には今年度以降、各自治体で本格化し、当面は、処理期間の短い高濃度 PCB 廃棄物を中心に調査が進展する見込み。

③ 今後の検討課題と対応の方向

2（2）ア③に掲げた課題に加え、次の課題が存在。

- **低濃度 PCB 廃棄物の実態に即した掘り起こし調査方法の検討**：低濃度 PCB 廃棄物については、電気機器以外のものもあり、このような廃棄物の排出事業者は、電気機器を設置する事業者を対象とする高濃度 PCB 廃棄物の掘り起こし調査の対象外。

ウ 使用中の PCB 使用製品が全て使用を終了すること

2 (2) イに加えて、以下のような検討課題が存在。

- **使用中の微量 PCB 使用製品の把握に係る対応方策の検討**：微量 PCB 使用製品は、機器ごとに分析を要すること、分析時に機器の停止や停電を要するなど運用上の制約から容易に対応できない場合があること、封じ切り機器に係る問題等特有の課題が存在。
- **使用中の PCB 使用製品の廃止に係る方策の検討**：微量 PCB 使用製品は、一般に高濃度 PCB 使用製品に比べて新しく、寿命を十分残した使用中の機器が多数存在することに配慮が必要。

エ PCB 廃棄物全てについて、PCB 特措法に基づく届出がなされること

【主なポイント】

- 低濃度 PCB 廃棄物の使用量、保管量の正確な全体像を把握するための方策について検討することが必要。

① PCB 廃棄物処理基本計画における主な記載内容

- 第2章第1節4 地方公共団体の役割
都道府県市は、国とともに、保管事業者に対し、特別措置法に基づく届出及び期間内の処分に係る義務並びに廃棄物処理法に基づく適正な保管その他の義務に関し、周知徹底を図ることに努める。（再掲）
- 第3章第1節1 全国のポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管等状況の情報の収集、整理及び公開
国は、全国的なポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況について、国民、地方公共団体その他の関係者に広く情報提供するため、都道府県市に届出された保管及び処分の状況に関する情報を集約し、処分の進捗状況等を分かりやすく提示していくよう努める。（再掲）

② これまでの進捗状況

- 基本計画においては、微量 PCB 汚染廃電気機器等の使用中を含めた推計量として、柱上トランス以外の電気機器が約 120 万台、柱上トランスが約 146 万台、OF ケーブルが約 1,400 キロメートル存在すると推計。
- 平成 26 年 3 月末現在の PCB 特措法に基づく届出状況から、低濃度 PCB 廃棄物に区分されたもののうち、比較的量が多いものをまとめると表 7 のとおりとなるが、2 (2) ウ②に記載された届出の正確性、イ②に記載された実際に分析しなければ低濃度 PCB 廃棄物であるかを確認できないことなどから、正確な数値ではなく、また、今後の掘り起こし調査の進展等によって増加するおそれがあり、正確な全体像は不明。

表 7 低濃度 PCB 廃棄物の届出状況（平成 26 年 3 月現在）

廃棄物の種類	保管量	使用量
高圧トランス	23,780 台	6,510 台
高圧コンデンサ	43,615 台	3,083 台
低圧トランス	21,215 台	1,006 台
低圧コンデンサ	963,371 台	18,226 台
柱上トランス	1,142,563 台	285,923 台
安定器	850,861 個	43,105 個
PCB を含む油	60,406 トン	75 トン
汚泥	18,772 トン	—
その他の機器等	458,566 台	42,745 台

③ 今後の検討課題と対応の方向

- 掘り起こし調査の迅速かつ確実な実施：前述のとおり。

オ 届出がなされた全ての PCB 廃棄物について、処理業者への処分委託が行われることと、その後速やかに当該 PCB 廃棄物が処理業者に搬入されること

【主なポイント】

- 低濃度 PCB 廃棄物の処理拠点は増加してきたが、処理の進捗は未だ初期段階。
- 無害化処理認定事業者の増加を図るとともに、課電自然循環洗浄法の対象範囲の拡大や昨年度から検討に着手している絶縁油の抜油後の筐体（容器）の安全かつ合理的な処理方策について検討することが必要。

① PCB 廃棄物処理基本計画における主な記載内容

- 第 2 章第 2 節 処理施設の整備その他の処理体制の確保に関する方針
微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等について、電力会社が自ら保管する柱上トランスについては自社処理施設を整備し処理を行ってきたことに加え、平成 21 年度から廃棄物処理法に基づく無害化処理認定制度による処理体制の確保が行われてきた。今後は、これらの取組に加え、廃棄物処理法に基づく都道府県市による特別管理産業廃棄物の処分業の許可制度も活用しながら、処理体制を確保することとする。
その他、ポリ塩化ビフェニル廃棄物であって、ポリ塩化ビフェニルによる汚染の程度が一定値以下のものについては、平成 24 年度から廃棄物処理法に基づく無害化処理認定制度の対象とされており、本制度を活用し、処理体制を確保することとする。
- 第 2 章第 4 節 1 処理体制の整備
微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等については、廃棄物処理法第 14 条の 4 又は第 15 条に基づき都道府県知事が特別管理産業廃棄物処理業の許可又は産業廃棄物処理施設の設置の許可を行うことに加えて、同法第 15 条の 4 の 4 に基づき環境大臣が無害化処理の認定を行うことにより、処理体制の整備を図ることとする。
また、国は、処理施設の円滑な整備、微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等の無害化処理技術の評価及び微量のポリ塩化ビフェニルの汚染状況の確認に対する支援を行うこととする。
さらに、微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等の処理が合理的に進むよう、使用中の使用製品に対する課電自然循環洗浄法等の適用の枠組みの早期構築について検討するとともに、絶縁油の抜油後の筐体について、安全かつ合理的な処理方策について検討を進めることとする。

② これまでの進捗状況

- 低濃度 PCB 廃棄物の処理体制については、環境大臣が認定する無害化処理認定事業者又は都道府県知事が許可する特別管理産業廃棄物処理業者において処理。
- 平成 27 年 7 月現在で、無害化処理認定事業者が 24 事業者、特別管理産業廃棄物処理業者が 2 業者。

- 微量 PCB 汚染廃電気機器等の抜油後の筐体（容器）については、筐体が金属製の大型機器であり、液体の絶縁油に比べ、大きさ、重量等の点から少ないため、その処理ができる無害化処理認定事業者は、全体（24事業者）の約半数の14事業者。その内訳は、焼却が9事業者、移動困難機器の保管場所における洗浄が4事業者、分解・洗浄が1事業者。
- 無害化処理認定事業者及び特別管理産業廃棄物処理業者における処理の実績は表8のとおりであり、微量 PCB 汚染廃電気機器等の推計量や、平成26年3月現在の届出量と、処理実績の合計量を比較すると、低濃度 PCB 廃棄物の処理の進捗状況はまだ初期の段階。この理由として、処理体制の整備途上であったことに加え、費用負担を忌避する保管事業者が存在することが考えられるのではないかと、都道府県市や事業者から指摘されているところ。
- 一方、柱上トランスについては、平成13年から電力会社が自社処理を実施しており、平成24年度末時点で、電力会社保管量の約7割の処理が完了。柱上トランスに限った処理の進捗状況は終盤の段階。
- 平成27年3月に、使用中の微量 PCB 汚染廃電気機器等に係る課電自然循環洗浄法の適用を可能にする手順書を策定し、元油の PCB 濃度が5mg/kg以下かつ銘板絶縁油量が2,000L以上の大型変圧器であって、一定の別系統部位を有するものに関係法令上の取扱いを明確化。対象範囲の拡大についても、今後検討を継続。
- 平成26年度より、絶縁油の抜油後の筐体（容器）の安全かつ合理的な処理方策の検討に着手。

表8 低濃度 PCB 廃棄物の処理実績
【無害化処理認定事業者】

年度	廃棄物の種類				
	微量 PCB 絶縁油	廃電気機器類（トランス・コンデンサ等）	小型コンデンサ（20kg以下）	その他 PCB 汚染物（ドラム缶を含む）	PCB処理物
22	4,110トン	0台	0.76トン	0.01トン	0トン
23	9,590トン	4,564台	2.72トン	2.36トン +2,117本（ドラム缶）	0トン
24	13,829トン	7,440台	2.99トン	16.12トン +3,621本（ドラム缶）	0トン
25	13,020トン	12,446台	0トン	1,894トン +2,697本（ドラム缶）	156トン
26	23,361トン	19,370台	0トン	6,270トン +9,667本	160トン
合計	63,910トン	43,820台	6.47トン	8,182トン +18,102本（ドラム缶）	316トン

【特別管理産業廃棄物処理業者】

年度	廃電気機器類 (トランス・コンデンサ・その他機器)	その他 PCB 汚染物 (ドラム缶を含む)	廃 PCB 等
23	56,822 台	2 袋 (汚染物) + 2 本 (ドラム缶)	0 トン
24	90,139 台	39 個 (汚染物) + 316 本 (ドラム缶)	0 トン
25	107,761 台	268 個 (汚染物) + 425 本 (ドラム缶)	0 トン
26	45,043 台	863 個 (汚染物) + 74 本 (ドラム缶)	144 トン
合計	299,765 台		— 144 トン

③ 今後の検討課題と対応の方向

- **低濃度 PCB 廃棄物の処理体制の充実・多様化に向けた方策の検討**：無害化処理認定事業者の増加に向けた取組を進めるとともに、課電自然循環洗浄法の対象範囲の拡大に向けた検討を進め、また、絶縁油の抜油後の筐体（容器）の安全かつ合理的な処理方策について早期に結論を得ることが必要。さらに、処理施設の地域的偏在の解消等、保管事業者の処理ニーズに即応できる体制の確保も必要。
- **処理委託の促進方策の検討**：PCB 廃棄物の処理に係る費用は、PCB 廃棄物が通常の産業廃棄物と異なり特別な管理を要することから、費用負担を忌避する保管事業者が存在することが考えられるとの指摘を、都道府県市や事業者から受けているところ。

関係資料集

参考資料 1	PCB 廃棄物処理対策の経緯について	1
参考資料 2	PCB 特措法の関係規定について	5
参考資料 3	ポリ塩化ビフェニル (PCB) に係る電気事業法の規定について	9
参考資料 4	業務用・施設用蛍光灯等の P C B 使用安定器の事故に関する対策について	13
参考資料 5	低濃度 PCB 廃棄物の処理推進状況	15

PCB 廃棄物処理対策の経緯について

1. カネミ油症事件の発生

ポリ塩化ビフェニル（PCB）は、絶縁性、不燃性などの特性によりトランス、コンデンサといった電気機器をはじめ幅広い用途に使用されていたが、昭和 43 年にカネミ油症事件が発生するなど、その毒性が社会問題化し、我が国では昭和 47 年以降その製造が行われていない。

2. POPs 条約の発効

世界的にも、一部の PCB 使用地域から、全く使用していない地域（北極圏など）への汚染の拡大が報告された事などを背景として、国際的な規制の取り組みが始まり、**残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs 条約)**が平成 16 年 5 月に発効した。この条約では PCB に関し、平成 37 年までの使用の全廃、平成 40 年までの適正な処分を求めており、我が国は平成 14 年 8 月にこの条約を締結している。

3. JESCO による処理体制の整備

既に製造された PCB の処理に向けて、民間主導による PCB 処理施設設置の動きが幾度かあったが、施設の設置に関し住民の理解が得られなかつたことなどから、ほぼ 30 年の長期にわたりほとんど処理が行われず、結果として保管が続いた。保管の長期化により、紛失や漏洩による環境汚染の進行が懸念されたことから、それらの確実かつ適正な処理を推進するため、平成 13 年 6 月 22 日に「**ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法**」（PCB 特別措置法）が公布され、同年 7 月 15 日から施行された。

法律の施行により、**国が中心となって日本環境安全事業株式会社（現 中間貯蔵・環境安全事業株式会社、JESCO）**を活用して、拠点的な処理施設を整備することとなり、平成 16 年の北九州事業の操業をはじめ、全国 5箇所に処理施設が整備された。

4. ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の改定

PCB 廃棄物を保管する事業者は、毎年保管や処分の状況についての届出を行うことのほか、政令で定める**期間内の処分が義務づけ**られている。この期間は、**法律の施行時には平成 28 年 7 月までと規定**されていたが、法律の施行後に微量の PCB に汚染された電気機器が大量に存在することが判明したことや、JESCO における処理が想定よりも遅れていることなどを踏まえ、平成 24 年 12 月に政令が改正され、処理期間は**平成 39 年 3 月末**までとされた。

平成 26 年 6 月には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（計画上の当初の処理期限は全国一律で平成 28 年 3 月末）が変更され、JESCO の 5 つの PCB 処理事業所ごとに計画的処理完了期限等が定められ、最長でも平成 37 年度までに高濃度 PCB 廃棄物の処理を完了することになった。

PCB廃棄物処理対策の経緯について①

参考資料1 別紙

1954年(昭和29年)	PCBの国内製造開始(鐘淵化学工業、三菱モンサント化成)
1968年(昭和43年)	カネミ油症事件発生(PCBを原因とする食中毒事件)
1972年(昭和47年)	行政指導(通産省)により製造中止、回収等の指示
1973年(昭和48年)	(財)電気絶縁物処理協会が、処理施設の立地に向けた取組を開始

- 焼却方式による施設の設置を目指す
(環境庁が高温焼却の実証試験)
- **焼却方式による処理施設**については、排ガス問題が忌避され、地元住民の理解が得られず

11,000台が紛失
(平成10年厚生省調査)

約30年間、処理施設立地が試みられるが、すべて失敗 (39戦39敗)

2001年 ストックホルム条約(POPs条約)
(平成40年までのPCB廃棄物処理)

2001(平成13年) PCB廃棄物特別措置法の制定

環境事業団法の改正

公害防止施設の建設譲渡事業等を行っていた同事業団の業務としてPCB処理事業を追加

環境省は、環境事業団(現 JESCO)を活用した、「**化学処理**」による**処理施設**の整備に着手

PCB廃棄物処理対策の経緯について②

2001年(H13) PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の制定

環境事業団法の改正

処理施設の整備に着手

2004年(H16) 日本環境安全事業株式会社(現、中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO))の発足 (環境事業団から引継ぎ)

高圧トランス・コンデンサ等

2004年 (H16)	JESCO北九州事業所の操業開始
2005年 (H17)	JESCO豊田事業所、東京事業所の操業開始
2006年 (H18)	JESCO大阪事業所の操業開始
2008年 (H20)	JESCO北海道事業所の操業開始

微量PCB汚染廃電気機器等

2002年 (H14)	微量のPCBに汚染された絶縁油を含むものが存在することが判明
2003年 ~2005年	低濃度PCB汚染物対策検討会
2007年 ~2009年 (H21)	中央環境審議会 微量PCB混入廃重電機器の 処理に関する専門委員会 無害化処理認定制度にPCB 処理を追加
2010年 (H22)	無害化処理認定制度に基づく大臣認定 (第1号) (平成27年7月現在24件)

環境省が焼却実証試験

安定器等・汚染物

2009年 (H21)	JESCO北九州事業所のプラズマ溶融炉 操業開始
2013 (H25)	JESCO北海道事業所のプラズマ溶融炉 操業開始

PCB廃棄物処理対策の経緯について③

PCB特措法附則第2条

政府は、この法律の施行(平成13年)後十年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2011年(H23)	PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会 PCB特措法の施行後10年を経過したことを踏まえ、廃棄物の処理の現状を把握した上で、今後のPCB廃棄物の適正処理の推進策を検討するために開催
2012年(H24) 8月	PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会報告書 「今後のPCB廃棄物の適正処理推進について」取りまとめ <ul style="list-style-type: none">● 関係者が最大限努力を図った場合に、PCB廃棄物全体の処理完了が見込まれる期限まで延長● 処理に最も時間がかかるのは、微量PCB汚染廃電気機器等● 少なくともストックホルム条約で求められている年限(平成40年)までに処理が完了できるようすべき(処理期限は、これに2年程度の余裕を見込み設定する必要)● JESCOの事業所ごとの操業期間は、地元地域の理解を得ながら、さらに詳細を検討する必要
2012年(H24) 12月	PCB特措法の政令で定める期間を平成39年3月31日まで延長
2013年(H25) 10月～11月	JESCO処理施設の関係自治体に対し、PCB廃棄物処理基本計画の変更に関する検討要請
2014年(H26) 5月	PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会において、基本計画変更(案)了承
2014年(H26) 6月	PCB廃棄物処理基本計画変更

PCB 特措法の関係規定について

1. 期限内処理とその担保措置について

【PCB 特措法】

(事業者の責務)

第3条 事業者は、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自らの責任において確実かつ適正に処理しなければならない。

(期間内の処分)

第10条 事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の体制の整備の状況その他の事情を勘案して政令で定める期間内に、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。

(改善命令)

第16条 環境大臣又は都道府県知事は、事業者が第10条の規定に違反した場合において、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて、当該ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令をするときは、環境省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

【PCB 特措法施行令】

(処分の期間)

第3条 法第10条の政令で定める期間は、法の施行の日から平成39年3月31日までとする。

2. PCB 使用製品に係る措置について

【PCB 特措法】

(ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る措置)

第13条 環境大臣は、ポリ塩化ビフェニルが使用されている製品を使用する事業を所管する大臣に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理について都道府県等が当該製品を使用する事業者の協力を得ることができるよう、必要な措置を講ずることを要請することができる。

3. 報告徴収、立入検査について

【PCB 特措法】

(報告の徴収)

第17条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、事業者等に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又は処分に関し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査等)

第18条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、事業者等の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又は処分に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度においてポリ塩化ビフェニル廃棄物を無償で収去させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4. 保管等の状況の届出について

【PCB 特措法】

(保管等の届出)

第8条 事業者及びポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分（再生することを含む。第19条第2項を除き、以下同じ。）する者（以下「事業者等」という。）は、毎年度、環境省令で定めるところにより、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況に関し、環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

【PCB 特措法施行規則】

(保管等の状況の届出)

第5条 法第8条の規定による届出は、毎年度、前年度におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況について、当該年度の6月30日までに、次に掲げる事項を記載した様式第一号による届出書の正本及び副本を当該保管及び処分に係る事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出することにより行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 事業場の名称及び所在地
- 三 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類及び量並びに保管又は処分の状況
- 四 事業者にあっては、次に掲げる事項

- イ 資本金の額又は出資の総額
 - ロ 常時使用する従業員の数
 - ハ 当該保管に係る事業の属する業種の種別
 - ニ 法人にあっては、その発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の五十以上に相当する数又は額の株式又は出資を所有する法人がある場合には、当該法人の名称、住所及び代表者の氏名並びに資本金の額又は出資の総額
- 五 前各号に規定するもののほか、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況について参考となるべき事項
- 2～5 (略)

ポリ塩化ビフェニル（PCB）に係る電気事業法の規定について

1. 経緯

- (1) PCB は、高い毒性を持つことから、昭和 48 年に化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律により生産等が原則禁止され、昭和 51 年からは電気事業法においても PCB 電気工作物を新規に施設することが禁止されている。
- (2) 昭和 51 年当時に既に設置されていた電気設備については適切な管理の下で引き続き使用することが認められているが、施設後 25 年以上を経過しても依然として相当量の PCB 電気工作物が使用されており、設備の経年劣化も懸念されている。
- (3) このため、平成 13 年に PCB 特別措置法が制定されたことと併せて、同年 10 月 15 日に電気事業法電気関係報告規則が改正され、PCB 電気工作物を設置する電気事業者等に、その使用及び廃止の状況について各経済産業局等に対し届け出ることが義務付けられた。
- (4) 平成 14 年 7 月、(社) 日本電機工業会より、一部の変圧器等の電気機械器具に使用される絶縁油に微量の PCB が混入している可能性が完全には否定できない旨、経済産業省へ報告された。このことを踏まえ、当該電気機械器具の電気事業法上の対応に関し、「微量のポリ塩化ビフェニル（PCB）混入の可能性が否定できない変圧器等電気機械器具に係る対応について」(平成 14・07・11 原院第 1 号 NISA-237a-02-1) を定め、設置者に対し通知し、微量であっても PCB の含有が判明した場合には、電気関係報告規則に基づき届け出ることとした。
- (5) 平成 16 年 4 月 1 日より電気関係報告規則を一部改正し、使用している又は予備として保管している電気機械器具において新たに PCB の含有（微量なものも含む）が判明した場合、遅滞なく届け出こととした。

(経済産業省 HP 「(参考) ポリ塩化ビフェニル（PCB）に係る制度について」) (抜粋)

2. 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）の制度概要

(1) 電気事業法に基づく届出制度

(保安規程)

第 42 条 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、主務省令で定めるところにより、保安を一体的に確保することが必要な事業用電気工作物の組織ごとに保安規程を定め、当該組織における事業用電気工作物の使用（第五十一条第一項の自主検査又は第五十二条第一項の事業者検査を伴うものにあつては、その工事）の開始前に、主務大臣に届け出なければならない。

- 2 事業用電気工作物を設置する者は、保安規程を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を主務大臣に届け出なければならない。
- 3 主務大臣は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため必要があると認めるときは、事業用電気工作物を設置する者に対し、保安規程を変更すべきことを命ずることができる。
- 4 事業用電気工作物を設置する者及びその従業者は、保安規程を守らなければならない。

※ 電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第50条の規定により、保安規程の内容として、例えば以下の項目を記載することとなっている。

- ・電気工作物の工事、維持又は運用に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること。
- ・電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対する保安教育に関すること。
- ・電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視・点検及び検査に関すること。
- ・電気工作物の運転又は操作に関すること。
- ・災害その他非常の場合に採るべき措置に関すること。
- ・電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安についての記録に関すること。
- ・その他事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安に関し必要な事項

(報告の徴収)

第106条 (略)

2 (略)

3 経済産業大臣は、第一項の規定によるものほか、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、電気事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

4 経済産業大臣は、第一項の規定によるものほか、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、自家用電気工作物を設置する者又は登録調査機関に対し、その業務の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

5～7 (略)

※ 同条に基づく電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）第4条においては、PCBを使用するトランジスタやコンデンサについて、使用の判明・廃止時及び届出内容の変更時に、経済産業大臣への届出義務を課している一方、PCB特措法と異なり毎年度の届出までは求められていない。なお、柱上変圧器を有する場合は当該規則第2条において使用状況調査年報の提出が求められている。

(2) 電気事業法第40条及び第56条に基づく技術基準適合命令

(事業用電気工作物の維持)

第39条 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物を主務省令で定める技術基準※に適合するように維持しなければならない。

2 前項の主務省令は、次に掲げるところによらなければならない。

一 事業用電気工作物は、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにすること。

二 事業用電気工作物は、他の電気的設備その他の物件の機能に電気的又は磁気的な障害を与えないようにすること。

三 事業用電気工作物の損壊により一般送配電事業者の電気の供給に著しい支障を及ぼさないようにすること。

四 事業用電気工作物が一般送配電事業の用に供される場合にあつては、その事業用電気工作物の損壊によりその一般送配電事業に係る電気の供給に著しい支障を生じないようにすること。

※ 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）第19条第14項においてPCBを使用した電気工作物は電路に施設してはならないとされている。ただし、当該省令の附則において、「この省令の施行の際現に施設し、又は施設に着手した電気工作物については、なお従前の例による」とされ、引き続き使用が可能となっている。（上記の記載のうち「この省令の施行の際」とは、昭和51年を指す。）

(技術基準適合命令)

第40条 主務大臣は、事業用電気工作物が前条第1項の主務省令で定める技術基準※に適合していないと認めるときは、事業用電気工作物を設置する者に対し、その技術基準に適合するように事業用電気工作物を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。

(技術基準適合命令)

第56条 経済産業大臣は、一般用電気工作物が経済産業省令で定める技術基準※に適合していないと認めるときは、その所有者又は占有者に対し、その技術基準に適合するように一般用電気工作物を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。

2 第39条第2項（第3号及び第4号を除く。）の規定は、前項の経済産業省令に準用する。

業務用・施設用蛍光灯等のP C B 使用安定器の事故 に関する対策について

(平成 12 年 11 月 28 日)
閣 議 了 解)

業務用・施設用蛍光灯等のP C B 使用安定器については、昭和47年に製造が中止されているが、現在でも一部の施設において使用が続けられている実態がある。

こうした状況の中、先般、八王子市等の小学校で蛍光灯の耐用年数を過ぎたP C B 使用安定器が破裂し、P C B 絶縁油が小学生の身体に付着するという事件が発生した。

こうした事件は、国民の健康を保持するのみならず、環境汚染を防止する上で見過ごすことのできない事態であることから、政府は、以下の措置を講じるものとする。

1. 今回の事故における事態の緊急性、重要性にかんがみ、使用中の業務用・施設用蛍光灯等のP C B 使用安定器について、原則として平成13年度末までにその交換を終える等、別紙のとおり緊急の安全対策を講じることとする。
2. 環境中に蓄積し人体に有害なP C B を含有する廃棄物について、抜本的な処理方策の確立に取り組んでいくこととする。

別紙

業務用・施設用蛍光灯等のP C B使用安定器に係る 安全対策について

1. 各省庁は、その所掌事務に係る施設・事務所・事業所（以下「施設等」という。）における使用中のP C B使用安定器を用いている業務用・施設用照明器具について、以下の措置を講じる。
 - ①自ら管理する施設等について、P C B使用安定器の使用・保管実態を調査し、原則として平成13年度末までに交換を終える等の対策を実施する。
 - ②補助金の交付等を行っている施設等（③の施設等を除く。）について、P C B使用安定器の使用・保管実態を調査し、原則として平成13年度末までに交換を終える等の対策を講じるよう設置者に対し要請する。
 - ③地方公共団体の管理する施設等について、P C B使用安定器の使用・保管実態を調査し、原則として平成13年度末までに交換を終える等の対策を講じるよう地方公共団体に対し周知する。
 - ④その他の施設等について、各々実態把握に努め、交換する等の対策を講じるよう周知する。
2. 各省庁は、1. の措置を講じた場合の保管者に対し、取り外されたP C B使用安定器の厳重な保管が徹底されるよう周知する。
3. 環境庁、厚生省及び通商産業省（平成13年1月6日以後は、経済産業省及び環境省）は、P C B使用安定器に係る業務用・施設用照明器具の範囲及びその安全対策並びに保管の方法等に関し、ホームページ等を活用して広く情報を提供するとともに、通商産業省（平成13年1月6日以後は、経済産業省）は、関係業界に対し、安全対策等の円滑な実施に必要な情報提供等の協力を要請する。

低濃度PCB廃棄物の処理推進状況①

参考資料 5

無害化処理認定業者は24業者（9月9日現在）に達し、今後も増加見込み

事業者名	設置場所	処理方式	廃油	トランス・コンデンサ等	その他汚染物
財団法人愛媛県廃棄物処理センター	愛媛県	焼却	○	○	○
光和精鉱株式会社	北九州市	焼却	○	○	○
株式会社クレハ環境	いわき市	焼却	○		○
東京臨海リサイクルパワー株式会社	東京都	焼却	○		
エコシステム秋田株式会社	秋田県	焼却	○		
神戸環境クリエート株式会社	神戸市	焼却	○		○
株式会社富山環境整備	富山市	焼却	○	○	○
株式会社富士クリーン	香川県	焼却	○		
関電ジオレ株式会社	尼崎市	焼却	○		
三光株式会社	鳥取県	焼却	○	○	○
杉田建材株式会社	千葉県	焼却	○	○	○
JFE環境株式会社	横浜市	焼却	○		○
群桐エコロ株式会社	群馬県	焼却	○		○
環境開発株式会社	金沢市	焼却	○		○
オオノ開発株式会社	愛媛県	焼却	○	○	○
JX金属苦小牧ケミカル株式会社	北海道	焼却	○	○	○
株式会社かんでんエンジニアリング	京都市、大阪府、神戸市	洗浄		○	
株式会社GE	堺市	焼却	○		○
ユナイテッド計画株式会社	秋田市	焼却	○	○	○
エコシステム小坂株式会社	秋田県	焼却			○
中部環境ソリューション合同会社	愛知県	洗浄		○	
株式会社神鋼環境ソリューション	神戸市	洗浄		○	
北電テクノサービス株式会社	富山県、福井県	洗浄		○	
ゼロ・ジャパン株式会社	愛知県	分解・洗浄	○	○	

低濃度PCB廃棄物の処理推進状況②

合理的な処理方策の検討

次の事項について、「微量PCB廃棄物等の適正処理に関する研究会」を開催し、学識者及び関係事業者団体等の助言を得つつ、検討を行っているところ

○ 課電自然循環洗浄法等の適用の枠組みの早期構築

平成27年3月に、電気保安及び環境保全を確保した具体的な洗浄手順を示した「微量PCB含有電気機器課電自然循環洗浄実施手順書」を策定・公表

○ 絶縁油の抜油後の筐体（容器）についての安全かつ合理的な処理方策

その他の技術的知見の取りまとめ

- 平成26年9月に、学識者の助言を得つつ、「低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法（第2版）」を策定・公表
- 平成27年1月に、学識者の助言を得つつ、「搬出困難な微量PCB汚染廃電気機器等の設置場所における解体・切断方法」を策定・公表

PCB 廃棄物早期処理推進 WG での議論に当たって

石油連盟 田和健次

PCB 廃棄物早期処理推進 WG での議論に当たり、以下の点についてご考慮下さいますようお願いいたします。

1. 高濃度 PCB 処理について

- 7月末の検討会において、使用中の PCB 機器に関して計画的処理完了期限の 2～3 年前に機器の使用を廃止するような計画的使用完了期限を設定するというご意見があつたが、事業者によっては事業所内の PCB 使用機器の状況を把握し、計画的処理完了期限を考慮して操業への影響を極力低くするように計画的に取り換え、廃棄、処理のスケジュールを立てているところもある。
この事業所に対して一律 2～3 年の前倒しを求めるることは操業停止を求める事にもつながるため、計画的に PCB 処理を進めようとしている事業者に対して強制的に使用停止を求めるることは避けて頂きたい。
- また、処理料金に関して JESCO から北九州事業地区の PCB 保管業者に対して平成 29 年 4 月 1 日以降の処理契約から料金を値上げする旨の通知が出されているが、PCB 処理基本計画では、「計画的な処理委託を行おうとする保管事業者の状況に配慮しつつ、意図的に処理委託を行わない者に対しては、処理料金が上がることを早期に告知する等により、計画的な処理委託を促進することを検討するものとする。」とされており、上記の計画的処理を行おうとしている事業者は対象外とするべきである。

2. 低濃度 PCB 処理について

- 低濃度 PCB については、種々検討課題はあるが処理対象物の種類に応じた処理方法の多様化など、処理体制の整備・充実を図って頂きたい。